



発行所 秋田魁新報社
秋田市山王臨海町1番1号
〒010-8601
©秋田魁新報社 2010年

号外

購読申し込み

0120-13-1231

ホームページ

www.sakigake.jp

携帯サイト

mobile.sakigake.jp



詳しくは「秋田魁新報」本紙、当社ホームページをご覧ください。

虚偽記入検審、2回目の議決

資金管理団体「陸山会」の土地購入をめぐる収支報告書虚偽記入事件で、東京第5検察審査会は4日、2004～05年分の政治資金規正法違反容疑で告発され、東京地検特捜部が不起訴とした小沢

一郎民主党元幹事長(68)を強制起訴すべきだと議決した、と公表した。議決は9月14日付。

第5検察審査会の議決は、審査員11人の全員一致で「起訴相当」とした4月以来2回目。東京地裁

指定の検察官役の弁護士が規正法違反罪で起訴する手続きに入る。小沢氏の刑事責任が法

廷で争われることになった。

第5検察審査会は7月末で審査員全員が任期を終えて入れ替わり、法的助言をする補助員の弁護士も代わっていた。強制起訴すべきだとの議決には起訴相当と同じく、11人中8人の多数が必要。

07年分については第1検察審査会が7月に「不起訴不当」と議決。再捜査を求められた特捜部は9月、再び不起訴とし

たことから、04～05年分を審査対象とした第5検察審査会の2回目の議決が焦点だった。

特捜部は2月、陸山会の土地購入費に充てられたとされる小沢氏からの借入金4億円を04年分報告書に、返済金4億円を07年分報告書に記入しなかったなどとして、衆院議員石川知裕被告(37)ら元秘書3人を起訴。小沢氏は嫌疑不十分で不起訴とした。



小沢一郎
元民主体党幹事長

指定の検察官役の弁護士が規正法違反罪で起訴する手続きに入る。小沢氏の刑事責任が法